

食のまち・八戸満喫宿泊キャンペーン事業業務委託仕様書

1 事業名

食のまち・八戸満喫宿泊キャンペーン事業業務委託

2 業務目的

本事業は、地震被害からの復興支援及び物価高騰等の影響を受けた地域経済の回復を目的として実施するものであり、宿泊需要の喚起及び地域内消費の拡大を図ることを目的とする。

3 事業概要

(1) 前提条件

本事業は、次の条件を前提として実施するものとする。

- ① 本事業による宿泊クーポンおよび地域クーポン券はそれぞれ 9,000 人分として設計する。

(宿泊クーポン 27,000,000 円、地域クーポン券 27,000,000 円)

- ・クーポンの行使実績が発行上限（発行総数）に満たない場合は、行使分（実績）のみ請求できる。未行使分の宿泊クーポン原資及び地域クーポン券原資について減額するものとし、事務費については減額の対象としない。

- ② クーポンの発行内容は、次のとおりとする。

- ・宿泊クーポン： 大人 1 人 1 予約あたり最大 3,000 円（最低宿泊金額 6,000 円以上）

※発行券種は協議のうえ決定とするが、大人 2 人以上用など複数名利用も想定した券種も検討すること。

- ・地域クーポン券： 3,000 円（飲食店で使用可能なものとし、地域クーポン券は宿泊者大人 1 人あたり 1 枚配布するものとする。）

なお、宿泊クーポン及び地域クーポン券に係る原資は市が負担するものとし、当該原資を含めた額を委託料の上限として契約する。

- ③ 委託料上限

75,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(うちクーポン原資額 54,000,000 円（課税対象外）)

本業務については、事業内容の拡充に係る予算措置を予定しており、当該予算が成立した場合は、市と受託候補者との協議の上、業務内容を追加し、契約金額を変更する場合がある。

- ④ 事業実施期間

令和 8 年 11 月 1 日（日）～令和 9 年 1 月 31 日（日）

- ・対象宿泊期間： 11 月 1 日（日）チェックイン～1 月 31 日（日）チェックアウト
- ・宿泊クーポン発行期間： 令和 8 年 10 月 15 日（木）～令和 9 年 1 月 30 日（土）

- ⑤ 換金・精算業務

受託者は、宿泊クーポン及び地域クーポン券原資を管理するため、委託料及び受託者の固有財産と明確に区分する、無利息型の決済用預金口座（以下、「食のまち・八戸満喫宿泊キャンペーン事業専用口座」という）を用意し、宿泊施設、参加店舗、市への精算業務を行うものとする。

宿泊クーポン及び地域クーポン券原資額 54,000,000 円は、委託料と合わせて市から前払いすることとし、購入実績に応じて精算を行い、未使用分は市に返還すること。

4 業務内容

受託者は、市と連携し、共同事務局の一員として、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 宿泊代金の割引（宿泊クーポンの発行）に係る業務

① 参加宿泊施設の登録管理

- ・OTA（Online Travel Agent）を活用し、宿泊クーポンを発行すること。なお、利用するOTAは単一又は複数を問わないものとする。
- ・本事業への参加促進を図るため、対象となる宿泊施設に対し、積極的な周知及び参加募集を行い、参加施設の確保に努めること。
- ・本事業に参加する宿泊施設（概ね 80 施設を想定）の説明会を実施し、登録及び管理を行うこと。
- ・新規にOTA掲載を希望する宿泊施設に対し現地訪問を含めたサポートを適切に実施すること
- ・宿泊のみ対象とし、日帰りプランや交通付き旅行商品は対象外とする
- ・宿泊クーポンの発行及び管理に必要なシステム利用料、設定費用その他必要な経費については、委託料に含むものとする。

② 宿泊クーポン発行における留意事項

- ・販売開始前の既存予約は割引対象外とする。
- ・OTAや宿泊施設が独自に発行する他のクーポンとの併用は妨げないものとする。
- ・県や他団体が実施する他の旅行割引事業との併用は可とする
- ・参加宿泊施設の不正な手段によるクーポン利用が発覚した場合は、適用を取り消すとともに、当該事業者名や内容を公表する必要があることを周知すること。

③ 取扱いマニュアルの作成

宿泊施設向けに、宿泊クーポン発行時の対応、精算方法等を記載したマニュアルを作成し配布すること。

(2) 宿泊クーポンの適用及び精算業務

① 対象プラン（地域クーポン券付きプラン）の造成

- ・地域クーポン券付きの専用宿泊プランを参加宿泊施設と連携・造成し、販売すること
なおプランの販売状況等を可能な限り把握したうえで適宜報告すること

② 精算業務

- ・クーポン相当額について、宿泊施設等への精算を月次で適切に行うこと。
- ・支払いに係る振込手数料は委託料から受託者が負担すること。
- ・精算業務及び進捗報告は、原則として月次で実施するものとする。

③ 報告業務

- ・クーポン行使状況を週次で報告すること。
- ・クーポン利用者の属性データや施設別の利用実績について、月次で報告すること。

- ・クーポン利用者データ及び宿泊クーポン・地域クーポン券の利用状況等について、適宜確認・分析できるよう整理し、事業の進捗管理及び効果的な運用に向けた支援を行うこと。

(3) 地域クーポン券の配布及び精算業務

① 地域クーポン券の配布

- ・電子クーポンを基本とし、利用者が自身のスマートフォンを用いてクーポン券を利用できる仕組みを構築すること
- ・電子クーポンの運用については、既存サービスの活用を可とし、新規アプリケーションの開発を求めるものではない。
- ・電子クーポン券は1円単位で利用可能とすること。
- ・電子クーポンは、店舗スタッフが短時間で利用可否を確認し、容易に適用できる操作性を備えること。
- ・クーポンの利用状況を事務局が確認できる仕組みを構築又は活用し、提供すること。

② 参加店舗の登録

- ・地域クーポン券の利用対象を飲食店とし、参加店舗の募集、登録及び管理を行うこと。
- ・本事業への参加促進を図るため、対象となる飲食店に対し、積極的な周知及び参加募集を行い、参加店舗の確保に努めること。
- ・参加店舗及び宿泊施設に対し、それぞれ1回以上、事業内容や運用方法等に関する説明会を実施すること。
- ・参加店舗数は最大500店舗程度を想定し、必要な体制を整えて募集、登録及び管理を行うこと。

③ 利用可能施設一覧の作成

利用者が容易に確認できるよう参加店舗一覧を作成し、オンラインおよびチラシ等で公表すること。

④ 地域クーポン券の管理及び精算

- ・利用期限は、事業期間内（令和9年1月31日（日））とする。
- ・利用済みクーポン及び未利用クーポンの取扱いを含め、適切な精算方法を構築すること。
- ・地域クーポン券の在庫管理を適切に行い、紛失・不正利用防止に努めること。
- ・不正利用又は紛失等が判明した場合は、速やかに市へ報告し、対応方針について協議のうえ決定するものとする。
- ・参加店舗に対する精算業務は原則として月次で実施するものとするが、協議のうえ決定とする。
- ・支払いに係る振込手数料は委託料から受託者が負担すること。
- ・進捗報告は、原則として月次で実施するものとする。

(4) 事務局運営業務

① マニュアルの作成

利用者、宿泊施設、参加店舗向けの各種マニュアルを作成すること。

② 問い合わせ対応窓口の設置

- ・利用者及び事業者からの問い合わせに対応するため、問い合わせ対応窓口を設置すること。な

お、受付時間、対応方法及び体制については、事業目的及び利用者の利便性を踏まえ、受託者の提案によるものとし、市と協議のうえ決定するものとする。

③アンケート調査の実施

- ・本キャンペーン利用者に対し、事業効果の検証に必要となるアンケート調査を実施し、結果の集計及び分析を行うこと。なお、アンケートの実施方法、調査手法及び調査項目については、受託者の提案を踏まえ、市と協議のうえ決定するものとする。

(5) キャンペーンの広報業務

① 専用サイトの開設

本事業の内容を分かりやすく周知するため、事業期間中に必要に応じて掲載内容の変更・更新が可能な専用サイト（1 ページ構成を基本とする。）を開設・運営すること。

② その他

本事業の認知度向上及び利用促進を図るため、受託者の提案に基づき、効果的な広報手法を実施すること。

(6) 進捗管理、業務報告及び効果分析

- ・事業の進捗状況を管理し、毎月市へ報告すること。
- ・事業終了後には、宿泊実績、クーポン利用状況等について集計及び分析を行い、事業効果の検証を行うこと。なお、分析内容の詳細については、市と協議のうえ決定するものとする。

(7) その他業務

上記各業務に付随し、本事業の円滑な実施に必要な業務を行うこと。

5 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

6 著作権の帰属

本業務において受託者が作成した成果物（既存プログラム等を除く。）の著作権は、市に帰属するものとする。

7 貸与資料

市は、業務遂行に必要な資料を受託者に貸与することができるものとし、受託者は善良な管理者の注意をもってこれを管理するものとする。

8 議事録の作成

受託者は、市との協議・打合せについて、必要に応じて議事録を作成し、市へ提出するものとする。

9 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た個人情報及び業務上の秘密について、第三者に漏らしてはならない。